

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に係る申出書の記入の仕方

※記入は黒のボールペンでお願いいたします。(フリクションなど消えるペンは使用しないでください。)

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書

(宛先) 名古屋市長

(申出者) 申出年月日 2026 年 ● 月 ● 日
現住所 愛知県〇〇市〇丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎
電話番号 012-3456-7891

記

【留意事項】

(1)対象者
・平成25年(2013年)8月から令和8年(2026年)3月までの期間において、名古屋市で生活保護を受給していた期間がある方がこの申出の対象となります。
・上記期間中に複数の自治体で生活保護を受給していた場合は、それぞれの自治体で受給していた期間ごとに、当該自治体への申出が必要となります。

(2)申出者
・本申出は保護廃止時点における世帯主が行うものとなります。
・当時の世帯主が死亡している場合は、以下の申出者の順位に基づく申出権者が申出を行ってください。(保護廃止時点の世帯員に限る)
(申出者の順位)
①配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦曾孫 ⑧甥姪
※同一順位の方が複数いる場合は、代表する方が申出を行ってください。

(3)代理人による申出
申出権者による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状はじめ必要書類を添付ください。(様式は任意)

(4)申出者への連絡
申出内容の確認等のため、申出者の連絡先へ、必要に応じてご連絡することがあります。

(5)追加給付の算定
追加給付額は、本市が保有する当時の生活保護受給状況に係る記録・データ等に基づき算定します。そのため、申出書の記載内容と算定結果が異なる場合があります。

(6)不正受給
不実の申請その他不正な手段により申出に基づく支給を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。

1

もうしでねんがっぴ
・「申出年月日」にはこの申出書を書いた日
をきにゅう
ごきにゅう
ください。
もうしでしや
もうしでしや
せいかつほご
う
とうじ
・申出者は、生活保護を受けていた当時の
せたいいん
かた
世帯主の方になります。
くわ
りゅういじごう
かくにん
(詳しくは留意事項(2)をご確認ください。)

2

たいしゅうきかん
・対象期間(平成25年8月から令和8年3月)
せいかつほご
じゅきゅう
とうじ
せたいいん
に生活保護を受給していた当時の世帯員
ぜんいん
きにゅう
全員をご記入ください。
もうしでしや
およ
せたいいん
かさん
・申出者及び世帯員が、①～⑨の加算に
がいとう
ばあい
かさんとう
うむ
らん
ばん
該当する場合は、「加算等の有無」欄に番
ごう
きにゅう
号をご記入ください。
がいとう
かさんとう
きょしゅうしりよう
ばあい
さんごう
てんぷ
ばん
・該当する加算等の挙証資料がある場合は、
参考に添付してください。(ない場合は不要)
もうしでび
じてん
しぼう
せたいいん
・申出日時時点で死亡している世帯員につい
て、「死亡」欄に○をご記入ください。
しぼう
らん
まる
きにゅう

1. 世帯構成及び加算等

・平成25年8月から令和8年3月までの期間において、保護を受給していた世帯員すべてを記載してください。
・申出者及び世帯員について、以下の加算等に該当する場合は番号を「加算等の有無」欄に記入してください。
①入院患者日用品費 ②救護施設等基準生活費 ③介護施設入所者基本生活費
④障害者加算 ⑤母子加算 ⑥妊産婦加算 ⑦在宅患者加算 ⑧放射線障害者加算
⑨未成年者控除(20歳未満控除)
※該当がない場合や不明な場合は記載不要です。
※該当する加算等の挙証資料がある場合は、参考に添付してください。(ない場合は不要)
→記載・添付資料の有無に関わらず追加給付額は本市が保有する当時の生活保護受給状況に係る記録・データ等に基づき算定します。
・申出日時時点で死亡している世帯員については「死亡」欄に○を記入してください。

(フリガナ) 氏名	世帯主 との続柄	生年月日			生活保護受給期間 (年 月 日)	加算等の 有無	死亡 (申出日時点)
ナゴヤ タロウ 名古屋 太郎	世帯主 本人	1964 年	1 月	1 日	2015年 2月1日 ~ 2023年 3月31日	①	
ナゴヤ ハナコ 名古屋 花子	妻	1965 年	10 月	30 日	2015年 2月1日 ~ 2023年 3月31日	① ④	○
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		

※本申出は、保護廃止時点における世帯主が行うものとなります。世帯主が現在死亡されている場合は、留意事項の(2)を参照してください。
※名古屋市中で保護を受給されていた期間について、記入してください。
※「生活保護受給期間」について、大学就学等により、世帯分離となっている期間を除いてください。

裏面も必ずご確認ください。

裏面もご確認ください。

3

- げんざい すま じゅうしょ せいかつほご じゅきゅう きかん きょしよ こと ばあい
・現在お住いの住所と、生活保護を受給していた期間の居所が異なる場合は、
「現住所と異なる」をチェックしてください。さらに当時の居住区について該当する
く
区をチェックしてください。
ふくすう ばあい がいと う く
・複数ある場合は該当するすべての区をチェックしてください。
しが い じゅきゅう ばあい とうがい じちたい もうしで ひつよう
・市外で受給していた場合は、当該自治体への申出が必要となります。

4

- ついかきゅうふきん ふ こ きぼう こうざ
・追加給付金の振り込みを希望する口座を
きにゅう もうしでしや ほんにんめいぎ こうざ
ご記入ください。(申出者本人名義の口座
かぎ
に限ります。)
ふりこみ ぼうし きにゅう
・振込エラー防止のため、ご記入いただい
こうざじょうほう かくにん しよるい つうちよう
た口座情報が確認できる書類(通帳・
うつつ べっし いろ
キャッシュカードの写し)を、別紙みどり色
もうしでしよてんぶしよるいちようぶようし また
の「申出書添付書類貼付用紙」にのり又は
は つ
テープで貼り付けてください。
こうざ も かた
・口座をお持ちでない方はコールセンター
だいにんにん もうしで ばあい ふりこみさき
(052-990-6948)までご連絡ください。
こうざ もうしでけんしや ほんにんめいぎ かぎ
・代理人による申出の場合でも、振込先
口座は申出権者本人名義のものに限り
ます。

5

- もうしでしや れんらく つ さい れんらく
・申出者へ連絡が付かない際に連絡させて
いただきます。
ほんけん かん もうしでしやおよ らん きにゅう
・本件に関して、申出者及びこの欄にご記入
れんらくさき いがい し れんらく
いただいた連絡先以外に市から連絡する
ことはありません。
ほか せたいいん かた にっちゅう つな れんらくさき
・他の世帯員の方の、日中に繋がる連絡先
きにゅう
をご記入ください。

7

- もうしで いか しよるい じゅんぴ
申出には以下の書類をご準備ください。
もうしでしよ
・申出書
かおやしん つ ほんにんかくにんしよるい
・顔写真付きの本人確認書類
ふりこみさき こうざじょうほう わ しよるい うつつ
・振込先の口座情報が分かる書類の写し
べっし いろ もうしでしよてんぶしよるいちようぶ
別紙みどり色の「申出書添付書類貼付
ようし は つ
用紙」に貼り付け
にほんこくせき かた ぜんせたいいん こせきとうほん うつつ
・日本国籍の方は、全世帯員の戸籍謄本の写
ぜんぶじこうしよめい がいくせき かた ぜんせたいいん
し(全部事項証明)、外国籍の方は全世帯員
じゅうみんひよう うつつ
の住民票の写し

だいにり もうしで おこな ばあい かさんとう がい
代理による申出を行う場合や、加算等の該
とう かた じようき ついか きさい し
当がある方は、上記に追加して、記載の資
りよう じゅんぴ
料をご準備ください。

6

- どういしよ ないよう よ
・同意書の内容をよくお読みいただき、
もうしでけんしや しよめい ねが
申出権者のご署名をお願いいたします。
だいいつ ばあい しめい した
・代筆の場合は、氏名の下に、
だいいつしや ほき
(代筆者)〇〇 〇〇と補記してください。

同意書

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の決定のために必要
があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の保護の受給状況を確認するため、貴市が官公
署、日本年金機構等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めるこ
とに同意します。

また、貴市の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官
公署等に伝えて構いません。

2026 年 〇 月 〇 日

住 所 愛知県〇〇市〇丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎

【重要】申出には申出書の他に以下の書類が必要です。

1 必ず提出が必要なもの(3点)

	提出書類	提出方法
①	申出者の顔写真付きの本人確認書類	別添 「申出書添付書類貼付け 用紙」(緑色の紙)に貼付け
②	振込先口座の情報がわかる預貯金通帳等の写し	
③	日本国籍の場合…全世帯員の戸籍謄本の写し (全部事項証明)	現在生活保護を 受給中の場合は、 保護受給証明書 でも可
	外国籍の場合……全世帯員の住民票の写し	

2 該当する場合に提出が必要なもの

(1)代理による申出を行う場合(3点)

→①委任状 ②代理人の身分証明書 ③本人との関係を証する書類

(2)加算等に該当する場合

→加算等の挙証資料(ない場合は不要)